

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十六日

半田市長 久世 孝 宏

半田市条例第四号

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年半田市条例第四号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第二項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」に改める。

第八条の三第四項中「第二項中「三歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり」を「並びに第二項」に改める。

第十五条第一項中「定める者」の下に「第十七条の二第一項において「配偶者等」という。」「を加える。

第十七条の次に次の二条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十七条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならぬ。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならぬ。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十七条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第二条 半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年半田市条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「第九条第三項」を「第九条第二項」に改める。

(半田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第三条 半田市職員の育児休業等に関する条例(平成四年半田市条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項中「第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項」を「第六十一条の二十項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第八条の三第二項の規定による請求(三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。